2026年8月28日

福島県知事
内堀　雅雄　様

日本共産党福島県議会議員団
団　　長　神山　悦子
副 団 長　宮川えみ子
幹 事 長　宮本しづえ
政調会長　大橋　沙織

2026年9月定例県議会に関する申し入れ

はじめに

先月 28 日に発生した最大震度7の熊本地震は、死者38人、住家被害は全壊 1,629 棟、半壊 2,258 棟、一部損壊 20,320 棟(8/23 時点)にのぼり、避難所は最大506か所、避難者 9,931 人、停電や断水、余震の影響から車中泊を余儀なくされた方も多く、避難の全容は把握できていません。「体育館の床にシートを敷いて寝ている」「提供される食事が菓子パン」などの訴えが２週間以上にも及び、10年前の熊本地震やこの間の各種災害の教訓が生かされておらず、政治の責任は重大です。今後災害関連死の増加も危惧され、猛暑の中で被災者の命を守ることを最優先に、同時に当面の住まいの確保をはじめ、生活と生業の再建支援が求められています。

また、真夏の災害で避難所のエアコン設置が焦点となっています。熊本県の小中学校体育館の空調設置率は20.4%、全国平均は31.7%、福島県は14.5%と全国平均の半分であり、国・県の責任で学校体育館へのエアコン設置と自家発電設備を整備することは急務です。

今月13日からの大雨による千葉県の記録的豪雨では、冠水した道路周辺や水没した車内を含め 13 人が死亡、全壊、半壊、床上・床下浸水等の住家被害は4千棟を超え、昨日、石川・富山両県でも大雨特別警報が発令、被害が出ています。異常気象により、想定を超える災害が頻発する時代となっており、本県としても事前の備えを含めた災害対策の抜本的見直しが求められます。そして住宅再建できるだけの被災者生活再建支援金の抜本引上げ、支援対象の拡大など国に決断を求めるべきです。天井知らずに防衛費を増やすのではなく、防災・減災対策こそ大幅に予算を増やすことが必要です。

今月15日で戦後81年を迎えました。ロシアのウクライナ侵略、アメリカの先制攻撃によるイラン戦争など、国連常任理事国が国連憲章を公然と蹂躙するかつてない危機的状況が生まれています。同盟諸国から「国際法違反」と批判され孤立を深める中、トランプ米大統領は「私には国際法は必要ない」とうそぶき、こうしたアメリカの無法な武力行使を高市首相はまったく批判できません。先の特別国会でも、国家情報会議設置法をはじめ、国旗損壊処罰法、皇室典範改定を強行、大軍拡と「戦争する国づくり」をすすめ、憲法改定まで狙っています。さらに今月15日の追悼式典で、高市首相は過去の侵略戦争と植民地支配に対する反省の言葉はひと言もなく、広島・長崎では、非核三原則の「見直し」の可能性を

含ませました。唯一の戦争被爆国の首相としてあるまじき態度です。

こうした高市政権の危険に対し、国会前や全国各地で「戦争反対」「平和秩序を守れ」「民主主義と人権守れ」と市民が結集し、ペンライト集会や平和デモが毎週のように行われています。平和を求める輪が大きく広がっていることは希望であり、戦争国家づくりを許さない確かな力です。

物価高と中東情勢が県内にも深刻な影響を及ぼしています。7月の県内企業倒産は 19 件と前年同月比 10 件増、中東情勢関連倒産も 1 件発生しています。厚労省の国民生活基礎調査では、生活が「苦しい」と感じる世帯は55.4%、母子世帯では82.1%に上ります。最賃審議会が答申した2026年度の最低賃金は中央で時給 1,176 円、本県の審議会は 1,094 円で国の目安を5円上回ったものの、フルタイムで働いても年収250万円にも届きません。全労連が行った最低生計費調査では人間らしく暮らせる生計費に地域差はなく、時給 1,900 円と試算しており、大きな開きがあります。中小企業を直接支援し、最賃の抜本的引上げが必要です。本県は人口減少対策にも有効な賃上げ独自支援を再開すべきです。

高市政権は7月に閣議決定した「骨太の方針」と「成長戦略」で、「軍事経済化」へと舵を切りました。財政健全化の文言を削り、2040年度までに大企業や軍事へ370兆円超の官民投資・異次元のバラマキを行うとしており、円安の進行も懸念されます。また、高齢者医療の3割自己負担に向けた見直しなど際限のない社会保障切り捨てです。今後県が具体化する地域未来戦略やネクストハイスクール構想で国に追随することは許されません。

新自由主義の下で、住民サービスの切り捨て・縮小、公共施設の廃止・統合など公共から民間への丸投げ、住民と地域に対する自治体の公共的責任が大きく後退しています。公共インフラの老朽化対策、「住まいは人権」「交通・移動の権利」を保障する観点で、住宅・交通対策など公共の役割、地方自治本来のあり方を取り戻すことが必要です。知事が「原発事故風化」「人口減少」2つの危機というのであれば、国の原発依存回帰にモノを言い、小中学校の給食完全無償化や保育料無料化などくらし応援に予算を振り向けるよう求めるものです。以上の観点に立ち、9月定例会に関し下記の項目について要望します。

一、激甚化する気象災害への対応と災害・安全対策の強化について

1、避難所の劣悪な環境を改善するため、県内避難所で TKB(洋式トイレ・温かい食事・ベッド)が 48 時間以内に確保できるよう点検を行うとともに、必要数の確保に向け市町村を支援すること。入浴設備を確保できるよう事業者との提携を進めること。スフィア基準を満たせるように市町村を支援すること。

2、避難所となる体育館へのエアコン設置を早急に進めること。体育館にエアコンがない場合は、教室を避難所として活用できるようにすること。

3、停電時でも対応できるよう、避難所に太陽光発電設備や自家発電設備を整備し、蓄電池の設置も進めること。避難所だけでなく各家庭でも導入できるよう補助額を引き上げること。

4、住宅再建支援金の限度額を300万円から500万円に引上げ、対象を拡大するよう国に求めること。

5、浸水による家屋被害の認定基準を見直し、住まいの再建を支援すること。

6、県の防災備蓄については、孤立しやすい地区への分散保管と市町村を含め十分な量を確保すること。

7、冠水リスクのあるアンダーパス等の事前通行止めの徹底、自動遮断器の設置などを進めるとともに、ラジオ等を活用したリアルタイムの規制情報発信を強化すること。

8、想定外の豪雨を踏まえて、ハザードマップの見直しを行い、市町村も支援すること。また内水氾濫リスクへの備えとして、平時からのハザードマップの周知徹底に加え、豪雨時の「事前避難」および間に合わない場合の「垂直避難」のタイミングを、あらためて住民へ分かりやすく発信すること。

9、上下水道など公共インフラの老朽化対策・長寿命化を図ること。そのための予算を増額すること。

10、進捗が遅れている避難行動要支援者の「個別避難計画」の策定を加速させること。その際、いわき市における障がい児と保護者、医療、福祉、自治体、町内会等が連携した避難訓練および計画策定の先進事例をモデルとした全県への水平展開を図るとともに、実効性のある計画策定に向けて市町村を支援すること。

11、ジェンダーや人権に配慮した避難所運営ができるようにすること。

12、河川の土砂撤去や堤防の補修、道路まではみ出している草木の撤去を定期的に実施するとともに、維持管理予算を大幅に増額すること。

13、2014 年からの 12 年間で、国の防衛費が2倍となり防災費は半減している。頻発する地震や気候危機の下で発生する大規模災害に備え、国の防災予算の増額を強く求めること。

14、熊の目撃情報が増加し県民の不安が増大している。県のガバメントハンターを増員し緊急捕獲に対応できる体制を強化し、市町村を支援すること。有害鳥獣捕獲、処理に関する国及び県の補助金を大幅に増額すること。

二、イラン戦争による物価高騰・資材不足から暮らし・営業を守る対策を

1、アメリカの先制攻撃で始まったイラン戦争は、未だ終結の見通しが立たず、ホルムズ海峡の事実上の閉鎖が継続、石油製品等の輸入が滞り調達が困難な状況にある影響緩和に向け、輸入先の変更を含む代替措置により、関係事業者が資材確保でき事業継続できるよう、抜本対策を国に求めること。

2、長期化する円安により輸入製品の値上がりに歯止めがかからず、食料品をはじめ生活用品の高騰が続いている。異常円安是正の金融、経済対策を国に求めること。

3、物価高騰対策として最も効果が大きい消費税一律 5%への減税及びインボイス制度の廃止を直ちに実施するよう求めること。国が検討している 2 年間限定の食料品 1%への減税は財源が不透明であることや、3 年目にはこれまでにない 7%もの増税となり影響が大きいことから見直しを求めること。

4、資材不足や資金繰りで倒産、廃業に追い込まれることの無いよう、相談支援を強化するとともに、無利子の融資制度の創設、休業補償、雇用調整助成金の支給要件緩和等の対応策を講じるよう国に求めること。

5、福島地方最低賃金審議会は、今年の本県の最低賃金を1,094円とする答申を行い、引き上げ額は61 円と昨年に続く改定となった。しかし、物価高騰には追い付かず、最低生活に必要な賃金時給1900 円には遠く及ばない。賃上げの流れを止めることなく大幅賃上げに繋げていくためには、中小企業への支援が必要であり、安定的に賃上げできるよう国が抜本的な支援策を講じるよう求めること。県独自の賃上げ直接支援策を再開すること。

6、くらしと営業の危機打開のため、必要な支援を行うための財源は「タックス・ザ・リッチ」を基本に、大企業、富裕層への課税で賄い、国の骨太方針が示す大企業と軍拡へのバラマキを正し、社会保障と教育に回し国民生活を守るよう求めること。

7、国が推進する地域未来戦略に基づく基金事業は、骨太方針で位置付けられた大企業と軍事産業育成で国内経済活性化を図ろうとするものである。県は、無批判に国に追随することなく、地域経済の主役である地場の中小企業と県民生活への直接支援を重点に位置付け、地域循環型経済に寄与する計画を策定すること。

三、高市政権の戦争国家づくりを許さず、憲法を生かす県政を

1、高市政権はアメリカの無法な戦争を批判せず、先の特別国会では、国内で初めて外国の基地を攻撃できる長距離ミサイルの正式配備の強行、国民の行動を監視する国家情報会議設置法など戦争国家づくりのための法律を次々強行している。日本の軍事費は、アメリカの要求でGDP比2%を超え、さらに、来年度は9兆円近い予算を組んで、GDP 比3.5%以上へと大軍拡路線を進めようとしている。軍事対軍事のエスカレートではなく、東アジアの平和と国連憲章に基づく世界平和に貢献するため、 憲法9条を生かした平和外交を政府に求めること。

2、軍事費は削減し、国民生活を支え、経済面でも重要な部分を占める年金、介護・医療などの社会保障予算の大幅増額を国に求めること。

3、高市政権に対し、国際法・国連憲章違反のアメリカのイラン攻撃を早期に完全終息するよう求めること。国際刑事裁判所(ICC)の赤根智子所長らを制裁対象にするトランプ米大統領の無法に対し、制裁の撤回を求めるよう高市政権に求めること。

4、核抑止は、いざとなれば核兵器の使用を容認する立場であり、抑止の破綻は核戦争である。高市政権が核兵器保有を否定せず核持ち込みをしようとしていることから、国是である非核三原則を守るよう強く求めること。ロシアによるウクライナ軍事侵略などで核兵器の使用危機が高まる中、唯一の戦争被爆国として、国連の核兵器禁止条約に直ちに署名・批准するよう、政府に強く求めること。

5、憲法が規定する地方自治権尊重の立場で、住民と地域に対する公的責任を果たす地方自治体の本来の使命は「住民福祉の増進」であることを改めて確認し、弱肉強食の新自由主義、戦争する国づくり、小さな政府の押し付けでなく、公共を取り戻す県づくりを進めること。

6、福島県も居住外国人が増え続けている。全国知事会が申し入れたように、差別と分断をあおる排外主義に対し、個人の尊厳と人権が保障される社会の実現に向けて行動すること。外国人の在留手数料の大幅引き上げを中止するよう国に求めること。

7、高市自民・維新政権は、「企業・団体献金の全面禁止」には手を付けない一方で、「衆院比例定数の1割削減」を打ち出した。日本の議員定数は、OECD加盟国38か国中36番目とアメリカに次いで少なく、G7でも2番目に少ないのが実態である。 地方の声・民意の切り捨てにつながる「衆院比例定数削減」に反対すること。

四、医療・介護、福祉の拡充について

1、国民生活を苦しめ、生活不安を広げる社会保障改悪を中止し、拡充を図るとともに、ケア労働者の処遇改善を求めること。今年 8 月から既に第一次の高額療養費限度額引き上げが行われ、来年は更なる大幅引き上げが予定されているため不安が広がっている。高額療養費限度額の再引き上げの中止、ＯＴＣ類似薬の保険外負担増の中止を求めること。

2、医療費削減策として病院のベッド削減が進められている。今年度県内の病院から申請された病床削減数は 2,354 床と昨年度 381 床の6倍以上になっている。地域医療計画の策定に当たっては、地域医療体制の縮小が大規模感染症等の発生に対応できない事態を招かないよう、必要病床は余裕を持った計画とすること。そのため、県として医療機関への支援を強化すること。

3、病院のベッド削減要求が多数に及ぶ背景には切迫した経営悪化があることから、県として昨年度に実施した物価高騰対策支援金のような経営支援策を講じること。

4、物価高騰に診療報酬改定が追い付かず、特に病院経営はどこもひっ迫している。次期報酬改定を待つのではなく、緊急に診療報酬改定を行い医療機関の経営を守るよう国に求めること。

5、国の子ども子育て支援金の医療保険料への負担上乗せにより、全国でも県内でも多くの自治体で今年度の国保税引き上げが行われ、県民生活を圧迫、国保税負担は限界に達している。所得が無くても課税される均等割は廃止に向け、国に公費投入により被保険者の負担軽減を図るよう求めること。県内の市町村でも実施が広がる子どもの均等割の廃止を、県の制度として実施すること。

6、介護施設も物価高騰の深刻な影響が継続しており、事業者が求める 1 割の臨時の介護報酬引き上げとともに、県独自の経営支援策を講じること。他の自治体で実施されている独自の報酬への上乗せ措置を本県としても検討すること。

7、介護保険制度の根幹を掘り崩し利用抑制を狙う介護サービス利用料 2 割負担の拡大、ケアマネジメントの有料化、要介護 1、2 の総合支援事業への移行は行わないよう国に求めること。

8、高市政権が「骨太の方針」に組み込んだ高齢者医療費の 3 割負担は行わないよう国に求めること。

9、障がい者総合支援法の報酬を抜本的に見直し、職員の処遇改善を図るよう国に求めること。就労支援事業の報酬基準を引き上げるとともに、障がい者の法定雇用率の遵守を県自らが全部門で達成するとともに、民間事業者に協力を求めること。

10、物価高騰に見合う年金の引き上げで高齢者の生活を守るため、300 兆円を超える年金積立基金を活用するよう国に求めること。マクロ経済スライドは廃止を求めること。

11、県内でも広がっている加齢性難聴者への補聴器購入補助を、県の事業として実施すること。

12、高齢者や障がい者などの交通弱者が安心して外出できるよう、移動は人権の立場で、公共交通施

策の拡充を図ること。デマンド型タクシー、タクシー券助成、自治体独自の地域バスの運行、住民主体の小さな交通と呼ばれる交通システム等、市町村が実施する事業について、県は補助率の引き上げ等で市町村支援を拡充すること。

13、人工透析患者への通院交通費の助成基準を引き上げること。

14、住宅費の負担増が県民生活を圧迫する要因となっている。住まいは人権の観点に立ち、住宅セーフティネット制度の全県への展開、単身入居等公営住宅の入居条件の緩和等で、安心して住み続けられる住宅政策を構築すること。

15、来年度からエアコンの機器の仕様が変更され価格が大幅に引き上げられようとしている。今年中の購入や買い替えをしたくても困難な低所得者に、県として購入補助を実施すること。生活保護世帯には一時給付として購入や買い替えを認めること。

16、国の生活保護費削減について、最高裁が憲法違反と認め削減額の追加給付を命じる判決が出されたことにより、実施機関による遡っての追加給付が始まっている。県は、町村に係る追加給付に当たっては、支給額を半分近くに減額する国の参酌基準ではなく、判決に基づく適正額を給付すること。

17、生活保護費に夏季加算の創設を国に求めるとともに、冬季加算金の増額を求めること。燃料代の高騰を踏まえ、県として福祉灯油を再開すること。

18、生活保護世帯の自立更生を促進させるためにも、車の保有の条件を緩和すること。

五、コメ対策と農林水産業支援について

1、政府は、今年7月食糧法を改定したが、農家に米の「需要に応じた生産」を押し付け、主食の米の需給と価格の安定に対する政府の責任放棄であることから、国に見直しを求めること。

2、新米が出回る時期を迎え、すでに新米の概算金は昨年度産米より大きく下落しているが、原油高騰の影響で農家の生産コストは高騰している。稲作農家がいかなる市場価格の変動でも安心して営農できるよう価格保障と所得補償制度の創設を国に求め、県としても農家を直接支援すること。

3、JAなど民間の在庫は、昨年産米を多く抱えている。高価格で買い上げた集荷業者の経営を守るため、昨年産米を政府が備蓄米として買い上げ、一昨年来の令和の米騒動で放出した政府備蓄米の在庫量を増やすよう国に求めること。

4、義務ではないミニマムアクセス米の輸入を中止し、ミニマムアクセス米は備蓄に使わないよう国に求めること。

5、麦・大豆・飼料用米などの転作作物に対する国の水田活用交付金が、来年度から見直され、従来の面積要件から作物別支援へ再編する。中山間地など条件不利な農地では交付金が減額され、耕作意欲の減退が必至である。水田の多面的機能が発揮される制度設計とするよう国に求めること。

6、飼料や資材の値上がりが続く畜産業については、価格高騰対策支援を継続すること。原発事故の影響で自家飼料の活用が進まない本県畜産農家への特別支援対策を講じること。

7、新規就農者支援制度については、親元就農も支援に加え、年齢制限を原則撤廃するよう国に求めること。県として、新規就農者への住宅を支援すること。

8、中古を含め、グループでの農機具の共同購入を支援すること。
9、食料安全保障の観点から、軍事予算を削減し、軍事費の4分の1程度しかない農業予算を大幅に増額するよう国に求めること。

六、原発推進をやめ、持続可能な再エネ推進と真の復興を
(1)原発ゼロ、再生可能エネルギーについて
1、高市政権は、2040年代までに原発を 2～5基、50 年代までに 11～14 基建て替える目標を盛り込み、原発をフル活用する原子力政策の指針改定を決定した。しかし、老朽原発を酷使するリスクとともに、高レベル廃棄物処理が行きづまり、再稼働した原発 15 基のうち 12 基が使用済み核燃料の貯蔵量が限界で破綻直前にある。原発・核燃料サイクルからの撤退と、原発ゼロを政府に求めること。
2、第一原発の ALPS 処理水の海洋放出開始から、8月24日で丸3年が経過したが、保管量の減少は全体の7%にとどまっている。今も、全漁連も県漁連もALPS処理水の海洋放出には、反対を表明している。地質・地下水の研究グループが提唱する「集水井」と水抜きボーリング、「広域遮水壁」を設置し、原子炉建屋内への新たな地下水流入を抑制する抜本対策を国・東京電力に求め、ALPS 処理水の海洋放出は中止を求めること。
3、欧州の原発が、猛暑や水不足の影響で稼働制限されるなどの事態が起こっている。原発や石炭火発を優先して再エネの出力抑制することはやめること。再生可能エネルギーと省エネルギーの本格推進を国に求めること。地球温暖化対策に逆行する石炭火発は廃止すること。
4、本県は、原発事故後に「再エネ先駆けの地」を掲げ、数値目標ありきでメガ発電も推進してきた結果、県内各地で土砂流出や深刻な環境破壊が大問題になっている。すでに 16 市町村が再エネ規制関連の条例を制定しており、市町村と連携して対応できるよう県も推進一辺倒を見直し、メガ発電を規制する県条例を制定すること。
5、太陽光発電については、一定の規制が法的に盛り込まれたが、風力発電についても、開発行為や環境アセスメントを強化する法的規制措置を明示するよう国に求めること。
6、再生可能エネルギーは、県内でも実施されている遊休農地へのソーラーシェアリングや、ドイツのように高速道路の側道パネルや住宅屋根への設置など、環境共生型・地産地消型・住民参加型で進めること。災害時の備えになる蓄電池の補助を増額すること。
(2)復興事業の在り方について
1、戦争国家づくりを進めている高市政権は、防衛産業で強い経済をつくると表明している。本県復興の中核と位置づけるイノベーション・コースト構想とF－REI には多額の国の復興予算を投入している。ロボットやドローン、航空宇宙産業を含め本県の復興事業は、軍事転用させないこと。
2、原発事故に関する商工業、農業の追加賠償については、改めて実態調査を行い被害者からの請求に誠実に対応するよう東京電力に求めること。県原子力損害対策協議会「全体会議」を開き、実態の共有と地域や個別の被害に見合った円滑な賠償が進むよう国と東京電力に求めること。
3、県外で発生した原発事故由来の放射性廃棄物が、県内で処分されていたことが判明した。一般廃

棄物とはいえ、搬入については住民に事前に説明し、理解を得ること。

4、環境省が仙台市とさいたま市で除染土壌の再生利用方針を示したと報道されている。除去土壌の再生利用については、住民の理解なしに一方的に実施しないよう国に求めること。

5、大震災と原発事故から15年が経過した。県は復興事業について検証すること。また、原発避難市町村の復興事業についても、検証できるよう市町村を支援すること。

（3）避難者支援について

1、原発避難者数の把握について、国・県と市町村とでは 2 万人以上も差がある。避難元に戻れない住民は全て避難者として把握し、必要な支援を継続すること。災害公営住宅やインフラの整備予算を十分に確保し、特に、避難指示解除が後発になった双葉町と大熊町についても戻りたい住民が安心して帰還できるよう支援すること。

2、避難地域の医療・介護の保険料と一部負担金の減免を継続するよう国に求めること。 県独自の家賃軽減策の周知徹底を図り、利活用を促進すること。

3、県は、首長にとどめず避難地域住民の要望を丁寧に聞く機会をつくること。県として、放射線防護の専門家や PTSD など避難者を支援している研究者の意見を聴取すること。

4、帰還困難区域の除染は、特定復興再生拠点や特定帰還居住区域に限定せず、全域を対象として面的に実施すること。

七、子育て支援、教育の充実について

1、県内で 79％の市町村が実施する中学校の給食無償化を県として実施すること。

2、学校給食費に続き、学用品代や修学旅行費などの「隠れた教育費」への補助を拡充し、義務教育の完全無償化に近づけること。

3、国・県の学力テストなど、子どもたちを追い詰める競争教育から一人ひとりを大切にする教育へ転換すること。

4、老朽化した校舎の断熱化やエアコン設置、トイレの洋式化などの改修工事ができるよう国に予算増額を求め、県の教育予算も大幅に拡充すること。

5、政府は避難所に指定されている小中学校体育館のエアコン設置率を100％にする計画について、2035年度までとする現行目標を5年程度前倒し設置すると表明した。国の緊急防災・減災事業債を活用し、小中学校体育館へのエアコン設置を早急に進めること。県立高校についても計画を前倒し実施するため予算を確保すること。PTA設置のエアコンの電気代も県が負担すること。

6、特別支援学校の体育館へのエアコン設置率は全国平均 57.3％のところ、本県はわずか 10％である。スポットクーラーさえない現状を早急に改善すること。

7、県内の大学生・専門学校生を対象とした、返済不要の給付型奨学金制度を創設すること。

8、奨学金返還支援事業の要件緩和・対象拡大をすること。

9、県として3歳未満児の保育料を無料とし、子育て世代を支援すること。

10、N-E.X.T.ハイスクール構想は、公教育をゆがめるものであり中止すること。

11、全国に先駆けて実施した「30人学級・30人程度学級」が深刻な教員不足から、県が柔軟対応を認める通知を出し、自ら形骸化させていることは重大である。教員の計画的な確保・配置および処遇改善などの抜本的解消を図り、子どもたちの豊かな教育環境を維持するため、県独自の正規教員の増員を行うこと。

12、不登校児童が 35 万人を超え、30 年間で 6 倍に増加、精神疾患による教員の長期休暇も 30 年間で 5.5 倍に増加している実態を踏まえ、子どもの権利条約に基づく適切な支援策が求められる。日本共産党の 2025 年提言を踏まえ以下の点の政策化を求める。

①不登校は子どものせいではないことを明確にし、学校を休む権利があることを知らせること。

②子どもの居場所づくりを進めるとともに、どこにあるかを知らせる市町村の取り組みを支援すること。フリースクールなどの保護者の費用負担を無くすため運営の財政支援を行うこと。棚倉町のような学びの多様化学校の設置を促進すること。

③子どもの看護、見守りのために親も休める介護休業、看護休暇制度が活用できることを周知徹底すること。

④管理と競争の教育を無くすため、全国、県独自の学力テストは中止または参加しないこと。

⑤教員不足、多忙化解消のための有効な対策として正規教員を増員すること。

⑥学校にスクールソーシャルワーカーを常勤配置し、家庭環境も含め対応策を講じること。

13、学童クラブ支援員の処遇改善に向け、国の処遇改善加算の活用を促すとともに、県独自の上乗せ支援を行うこと。県の学童クラブ支援の職員体制を強化すること。利用料負担軽減のため、学童クラブへの運営費を補助すること。

14、南相馬市は東北で初めて、育児休業や介護休暇などの取得者に代わって仕事をした職員に対し、賞与で勤勉手当を増額する「育休等サポート感謝制度」を新設した。県としても同様の制度を創設し、職員が安心して育児休業等をとれるよう、所属する部署の職員に対し負担増への加算措置を講じ、職員を応援すること。

15、県の平和教育の一環として高校生の広島・長崎派遣事業を実施すること。

八、ジェンダー平等の推進について

1、高市政権は、男系男子での皇位継承に固執し、女性・女系天皇を望む圧倒的多数の国民の意向や世論を無視し、皇室典範の改定を強行した。これは、「天皇の地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」とする憲法第 1 条違反であり、日本社会に女性差別を助長することにつながる。白紙に戻すよう政府に求めること。

2、国連や経団連から再三に渡り求められている選択的夫婦別姓制度の早期実施を国に求めること。

3、女性差別撤廃条約の批准を政府に求めるとともに、全国からも遅れている本県の政治(44位)と教育(47位)分野におけるジェンダー平等を推進すること。

4、ジェンダー平等社会の土台となる男女賃金格差の是正に取り組むよう国に求めるとともに、県とし

ても是正に取り組む事業所を支援すること。

5、政策決定に直接関与できる女性管理職を増やすとともに、あらゆる政策決定の場に女性の比率を高めること。その際、本庁の女性管理職を増やしている栃木県など5県の取り組みに学び、男女ともにキャリア研修の場を保障するとともに、長時間労働の見直しを行うこと。

6、女性が圧倒的に多い会計年度任用事務職員の処遇改善を図ること。

7、性暴力被害について、相談件数に見合う体制がとれるよう運営費補助を増額すること。相談窓口の保健福祉事務所や相談支援センターの相談員は非正規である。正規化への処遇改善を図ること。

8、教職員や警察、県職員のパワハラや性暴力による処分が続いていることから、職員への研修、人権教育をすすめること。人権に配慮した幼児期からの包括的性教育を強化すること。

9、高校や県有施設のトイレに生理用品を配備するとともに、小中学校や市町村庁舎など公的施設のトイレにも生理用品を配備できるよう県が支援すること。

10、女性用トイレが公立小中学校でも少ないことから、女子トイレを増やすこと。行列解消に向け、公共性の高い施設の女性用トイレの数を増やこと。

以上